

被扶養者認定添付書類一覧表

対象者		収入状況	添付書類（最新年度のもの）	対象者		収入状況	添付書類（最新年度のもの）	
配偶者	同居	収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与収入のみの場合 ・雇用契約書(写し)または所得証明書 (給与明細直近3か月分) 	実父母 祖父母 弟妹	同居	収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与収入のみの場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・雇用契約書(写し)または所得証明書 (給与明細直近3か月分) 	
		収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆年金受給者の場合 ・年金振込、改定通知書のコピー ・所得証明書 			収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆年金受給者の場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・所得証明書 ・年金振込、改定通知書のコピー 	
		収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与以外の収入のある方 ・確定申告書のコピー(収支内訳書のコピー) ・所得証明書 			収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与以外の収入のある方 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・所得証明書 ・確定申告書のコピー(収支内訳書のコピー) 	
	退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ◆会社を退職した場合 ・離職票原本(1・2) ・離職票が無い場合、退職証明書 ・健康保険資格喪失連絡票(証明書) 	退職したとき		<ul style="list-style-type: none"> ◆会社を退職した場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・離職票原本(1・2) ・離職票が無い場合、退職証明書 ・健康保険資格喪失連絡票(証明書) 			
	収入なし	<ul style="list-style-type: none"> ・非課税証明書(所得証明書) 	収入なし	収入なし	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・非課税証明書(所得証明書) 			
	別居	別居の場合は上記の添付書類に加えて、住民票(続柄記載)と送金証明書(注意事項④を参照)が必要						
子	同居	中学生以下	・添付書類なし	同居	同居	収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与収入のみの場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・雇用契約書(写し)または所得証明書 (給与明細直近3か月分) ・送金額証明書(注意事項④参照) 	
		高校生	・学生証のコピー(有効期限の記載必要)			収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆年金受給者の場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・所得証明書 ・年金振込、改定通知書のコピー ・送金額証明書(注意事項④参照) 	
		18歳以上学生	・学生証のコピー(有効期限の記載必要)			収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆給与以外の収入のある方 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・所得証明書 ・確定申告書のコピー(収支内訳書のコピー) ・送金額証明書(注意事項④参照) 	
		18歳以上学生以外	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用契約書(写し)または所得証明書 (給与明細直近3か月分) ◆会社を退職した場合 ・離職票原本(1・2) ・離職票が無い場合、退職証明書 ・健康保険資格喪失連絡票(証明書) 			収入あり	<ul style="list-style-type: none"> ◆会社を退職した場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・離職票原本(1・2) ・離職票が無い場合、退職証明書 ・健康保険資格喪失連絡票(証明書) ・送金額証明書(注意事項④参照) 	
	別居	中学生以下	・添付書類なし		別居	別居	退職したとき	<ul style="list-style-type: none"> ◆会社を退職した場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・離職票原本(1・2) ・離職票が無い場合、退職証明書 ・健康保険資格喪失連絡票(証明書) ・送金額証明書(注意事項④参照)
		高校生	・学生証のコピー(有効期限の記載必要)				収入なし	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・非課税証明書(所得証明書) ・送金額証明書(注意事項④参照)
		18歳以上学生	・学生証のコピー(有効期限の記載必要)					
		18歳以上学生以外	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票 ・雇用契約書(写し)または所得証明書 (給与明細直近3か月分) ・送金証明書(注意事項④を参照) ◆会社を退職した場合 ・住民票 ・離職票原本(1・2) ・離職票が無い場合、退職証明書 ・健康保険資格喪失連絡票(証明書) 					

【その他注意事項】

①単身赴任者(転勤等会社の業務で別居している場合)や学生(全日制)で進学による別居の場合は送金証明は不要です。

②入国1年以内の外国人で添付書類を用意できない場合は、「住民票」を添付してください。

③海外より帰国した方で、所得証明書または非課税証明書が交付されない場合は住民票を添付してください。

④送金額
仕送り額は、被保険者世帯の生活に無理を強わず、認定対象世帯がそれにより生計を維持されていると認められる金額であることが必要です。また、被扶養者に収入がある場合は、被扶養者の年収より被保険者からの仕送り額が多いことが必要です。
現金手渡しは認めておりませんので、定期的に仕送りをしていることが証明できる書類(銀行振込の写し等)が必要です。

⑤被扶養者認定照会書は事業所担当者にお問い合わせください。

⑥住民票(謄本)へのマイナンバーの記載は不要です。

対象者		収入状況	添付書類 (最新年度のもの)
義父母 その他	同居が条件	収入あり	◆給与収入のみの場合 ・住民票(続柄記載) ・雇用契約書(写し)または所得証明書(給与明細直近3か月分) ・被扶養者認定照会書
			◆年金受給者の場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・所得証明書 ・年金振込、改定通知書のコピー
			◆給与以外の収入のある方 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・所得証明書 ・確定申告書のコピー(収支内訳書のコピー)
		退職したとき	◆会社を退職した場合 ・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・離職票原本(1・2) ・離職票が無い場合、退職証明書 ・健康保険資格喪失連絡票(証明書) ・送金額証明書(注意事項④参照)
	収入なし	・住民票(続柄記載)・被扶養者認定照会書 ・非課税証明書(所得証明書)	